

世田谷区商店街連合会 御中
世田谷区商店街振興組合連合会加盟社 御中

都市整備部
地域整備課長 伊東 友忠



「みんなが嬉しくなるお店～ユニバーサルデザインの工夫～」及び
「小規模店舗等バリアフリー改修助成」
のパンフレット発行について

新緑の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろより、世田谷区の街づくり、ユニバーサルデザインの取組みにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、世田谷区では、商店街団体のご協力及び区民参加のワークショップで、啓発用パンフレット「みんなが嬉しくなるお店」(A5版・16ページ)を作成しました。このパンフレットは、お店の方々が、多様なお客様への対応をする際に、ユニバーサルデザインに配慮するきっかけとしてご活用いただければ幸いです。

また、小規模店舗等のバリアフリー改修費助成制度につきましてもパンフレットを新たに作成しましたので、ご案内いたします。

貴職におかれましては、職務ご多忙のことと存じますが、今後ともユニバーサルデザインへの取組みに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 パンフレット

- ① 「みんなが嬉しくなるお店～ユニバーサルデザインの工夫～」 …………… 1部
(別途、各団体あてに、各会員に3部ずつ配布いただけるように、お送りいたします。)
- ② 小規模店舗等バリアフリー改修助成 …… 1部
(別途、各団体あてに、10部お送りいたします。)

2 その他

パンフレットの追加配布等のご希望がございましたら、下記担当までお知らせ願います。また、ユニバーサルデザインへの理解を深めていただけるように、「出張講座」も用意しております。開催のご要望などがございましたら、お気軽にご相談ください。



「みんなが嬉しくなるお店～ユニバーサルデザインの工夫」の表紙

担当：都市整備部 地域整備課 都市デザイン担当 亥ノ瀬 (いのせ)
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話：5432-2038 FAX：5432-3043

ぼくはユニバー“さる”の

「せたっす」

みせ ひと くふう
お店の人の工夫を
おし
教えてもらいます!



みんなが嬉しくなるお店

～ ユニバーサルデザインの工夫 ～

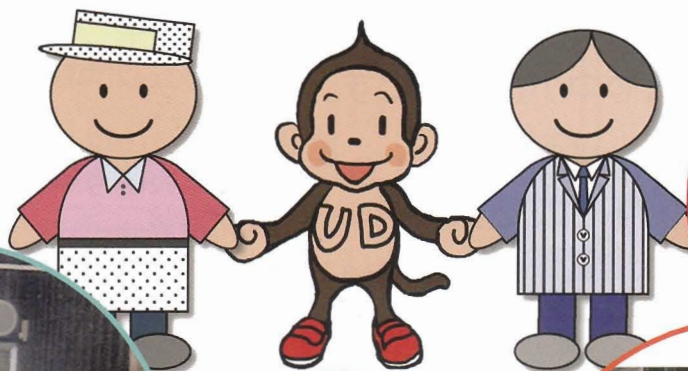


ユニバーサルデザイン (UD) とは…

年齢、性別、国籍、能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境をつくるという考えです。



小規模店舗等バリアフリー改修助成



段差解消



トイレ改修



スロープ設置



自動ドア化

《写真は実際に整備した例です》

世田谷区では「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、“どこでも、だれでも、自由に、使いやすいまち”の実現に向けて様々な施策を進めています。

そのひとつとして、小規模なお店等の出入口、トイレ部分の改善に助成を行っています。

ちょっとした心遣いが、多くの人々の笑顔に結びつきます。
どうぞ、この助成制度をご活用ください。

○助成対象

- 1 助成対象となる整備は、次の3つについて「ユニバーサルデザイン推進条例」の基準に適合するように改善するものです。
 - a 通路（道路から出入口まで）
 - b 出入口
 - c トイレ（不特定多数の者が利用するもの）

※例えば、トイレを助成対象とする場合は、そこに至る出入口・通路について既存で適合しているか、または同時に改善が必要です。

※助成対象者は個人や中小企業者です。



- 2 助成対象となる建築物は、平成19年4月1日以前に建てられた区内の建築物で、下表に示すものです。

※新築、増改築、用途変更等、ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要な工事は対象となりません。

区 分	種 類	規 模
医療等施設	診療所及び助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く）、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下
物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	
飲食店	飲食店	
サービス業を営む店舗	理容所、美容所、クリーニング取次店及びコインランドリー、旅行業を営む者の営業所、その他これらに類する施設	
公衆浴場	公衆浴場	
		その用途に供する部分(ボイラー室等を含む)の床面積の合計が200㎡以下

○助成金額

助成金額は改善に要する経費の2分の1まで、かつ100万円以内です。

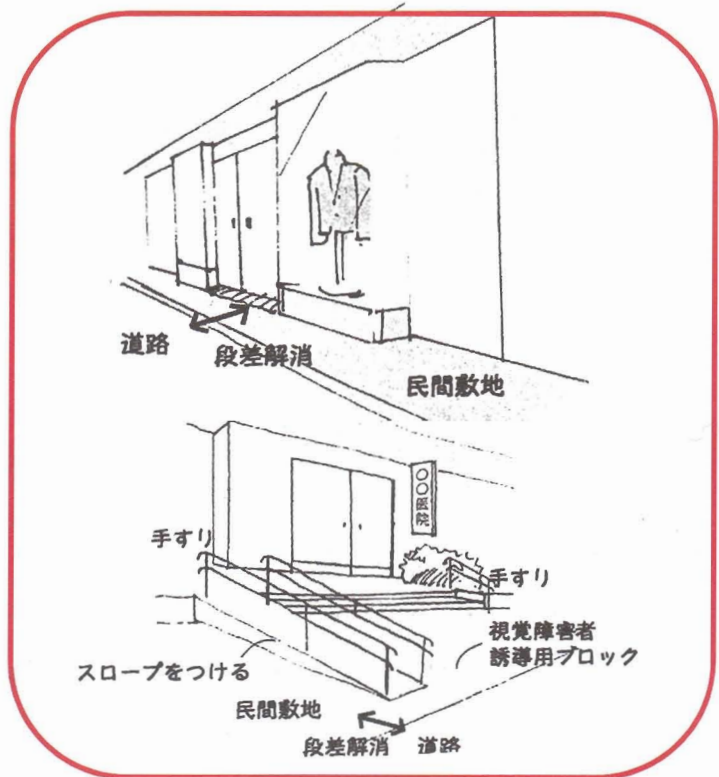


○整備基準

a 通路（道路から出入口まで）

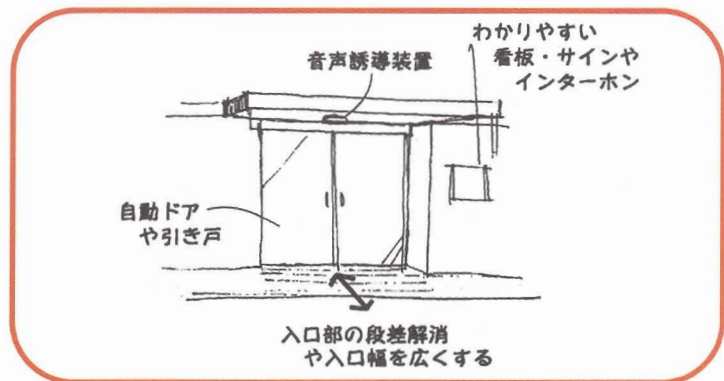
傾斜路は次に掲げるもの

- ①前後の通路との色の明度、色相、彩度の差で、その存在が容易に分かる
- ②幅140cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）
- ③こう配1/20以下
- ④踊場も含めて、手すりを設置
- ⑤両側に側壁または立ち上がりを設置
- ⑥始点、終点に平坦な部分を設置
- ⑦高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置



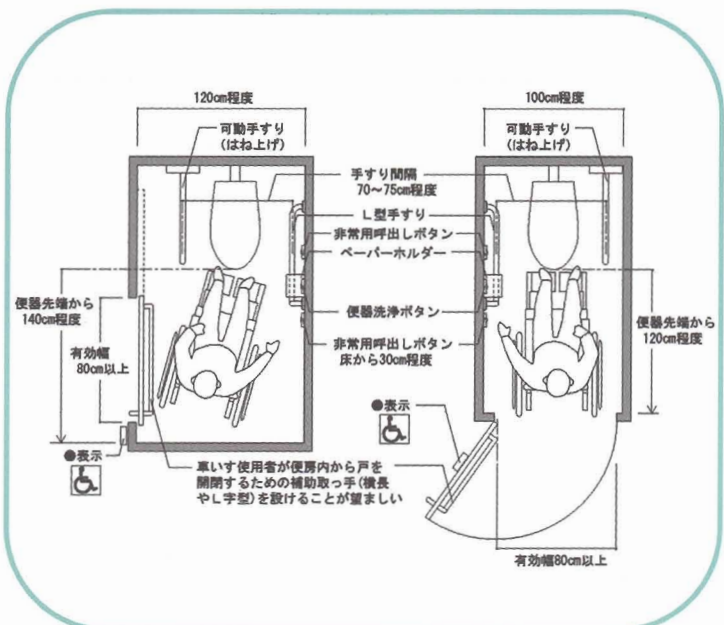
b 出入口

- ①直接地上に通じる出入口の幅100cm以上
- ②戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通行可能な構造とし、その前後に高低差なし

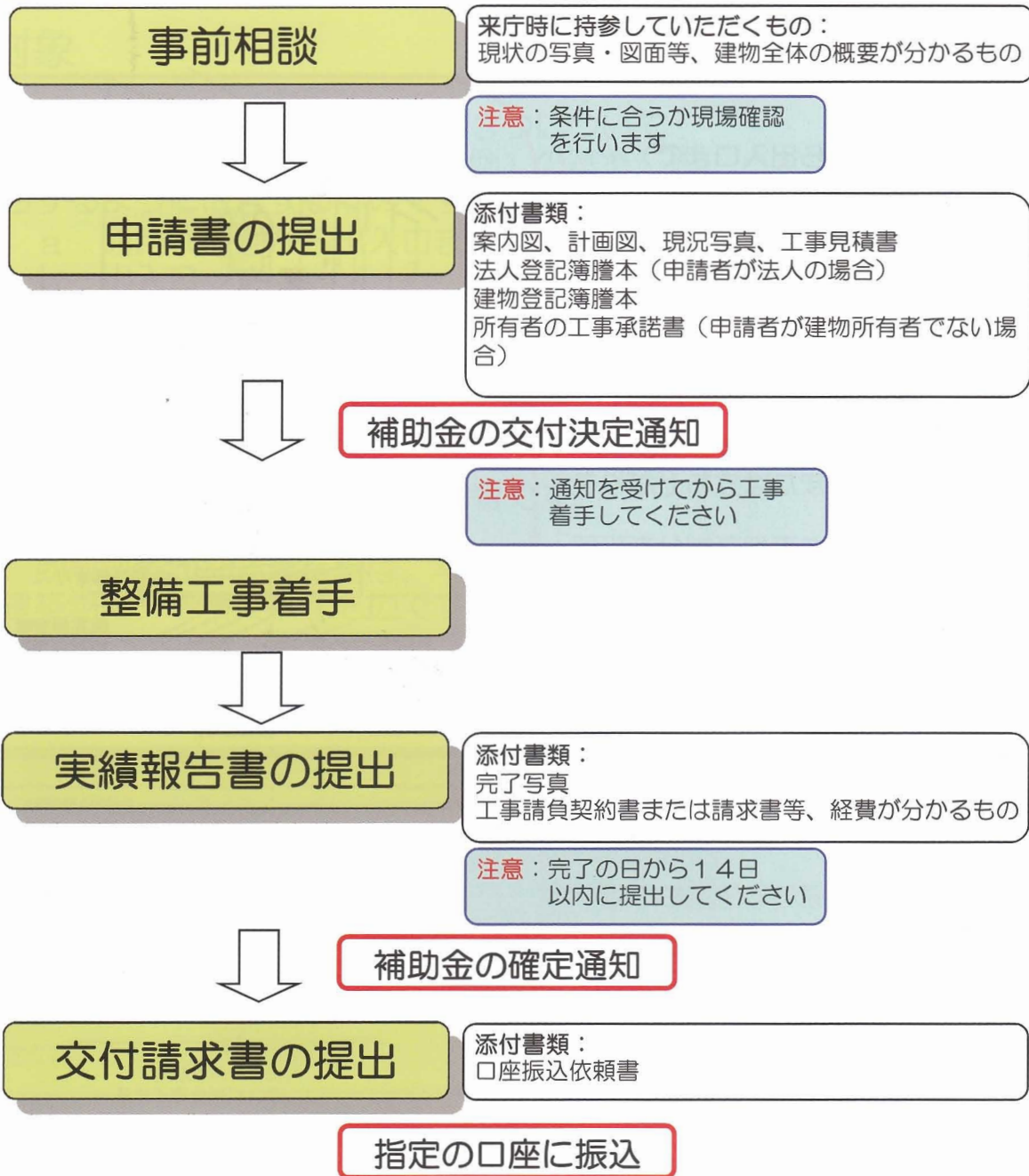


c トイレ（不特定多数の者が利用するもの）

- ①車いす使用者用便房を1以上設置し、その旨を表示（男女別の場合はそれぞれ）
- ②腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置
- ③車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保
- ④直接地上に通じる出入口から便房までの通行可能な経路を確保
- ⑤便房の出入口の幅80cm以上
- ⑥通行の際、支障となる段差なし



○手続きの流れ



○相談・問い合わせ先

世田谷総合支所街づくり課	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎ 03-5432-2460 FAX 03-5432-3055
北沢総合支所街づくり課	〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18北沢タウンホール内 ☎ 03-5478-8031 FAX 03-5478-8019
玉川総合支所街づくり課	〒158-0082 世田谷区等々力3-4-1 ☎ 03-3702-2179 FAX 03-3702-4094
砧総合支所街づくり課	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1 ☎ 03-3482-1398 FAX 03-3482-1471
烏山総合支所街づくり課	〒157-0062 世田谷区南烏山6-22-14 ☎ 03-3326-9618 FAX 03-3326-6159

平成23年3月発行 編集・発行 都市整備部地域整備課都市デザイン担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
☎ 03-5432-2038 FAX 03-5432-3043